

岩手県告示第48号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人岩手未来機構
  - (2) 代表者の氏名 木村要一
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市中央通一丁目5番8号 ライオンズマンション中央通り202
- 3 定款に記載された目的 この法人は、岩手県を中心とする東日本大震災被災地に対して、本物の美術・芸術を被災地に浸透させる事業、及び宿泊事業等の起業により雇用の創出と生み出される利益の被災地還元に関する事業を行い、夢の持てる新たな地域作りに寄与することを目的とする。